

京都建築事務所

想いをカタチに、想い以上の感動を



株式会社 京都建築事務所
代表取締役社長 細見 建司

〒604-8083

京都市中京区三条通柳馬場東入
中之町 10 番地

TEL:075-211-7277

FAX:075-211-7270

<http://www.kyoto-archi.co.jp/>



医療福祉施設の新築、増築、改修等、お気軽にお問合せください。

総合社会福祉研究所 会議室貸出のご案内

各天王寺駅
下車すぐ!!

○会議やグループワークに最適！

最大 24 名着席可能(丸テーブルに 8 人着席×3つ)なスペースに加え、エアコン、ホワイトボード、ディスプレイ、有線 LAN、Wi-Fi を備えています。

○社会福祉実践、研究関連の蔵書もたくさん！

社会福祉の実践、研究関連の蔵書が豊富にあり、貸し出しも行っております。

【場所】大阪市天王寺区悲田院町 8-12 国労南近畿会館 1 階

(各天王寺駅から徒歩 5 分)

【利用時間】9 時 30 分～17 時 30 まで (以降のご利用は相談ください。)

【利用日】月曜日～金曜日 (土・日・祝日にご利用される場合は、ご相談ください。)

【利用料金】(3 時間制) 当研究所 会員 3000 円・非会員 4000 円

申込み
お問い合わせ

総合社会福祉研究所

TEL06-6779-4894 FAX06-6779-4895

<http://www.sosyaken.jp/> E-mail: mail@sosyaken.jp



手話で働き、集い、交流できる念願の拠点 ～京阪聴覚障害者センターけいけい開所!～

2025年4月1日、大阪府寝屋川市、萱島駅すぐの寝屋川沿いに、京阪聴覚障害者センター「けいけい」が開所しました。定員20名（現在登録は34名）の就労継続支援B型事業所で、現在は37歳から、最高齢はなんと93歳の方（3ページ目写真）まで通われています。切手の整理などの下請け作業や独自製品づくりにとりくみつつ、けいけいの仕事の特徴は、コーヒー豆の焙煎・販売です。お店の名前は「珈房 Deaffee」。Deaf（きこえない）＋coffee（珈琲）が由来です。入口のガラス扉を開けると、コーヒーのいい香りが漂います。



コロナ禍でたくさんの仕事の影響を受け、飲食店も休業を余儀なくされたなかで、比較的影響が少なかったのがコーヒーの焙煎所だそうです。「居心地の良い、のんびりできるカフェのような雰囲気の焙煎所がいいと思った」とセンター長の中岡正人^{まさひと}さん。利用者のみなさんは、焙煎前の不良豆の選別や、商品パックの作成などに携わりながら、休憩時間にはみんなでコーヒーを飲み、ブレンドコーヒーの商品化をめざして試行錯誤中です。



けいけいは、「手話でのコミュニケーションが保障された安心できる場所で、みんなとたのしく働き、交流したい」「ひとりぼっちにならない居場所をつくりたい」という当事者のみなさんの長年の思いからスタートしています。利用者のなかには、聞こえないことでコミュニケーションがうまくとれず仕事を転々とせざるを得なかった方や、長年和裁や洋裁の仕事をしてきた方、元理容師、元ホームヘルパーなど、さまざまな経験をもつ方がおられます。65歳を過ぎても働きたい、手話で交流がしたいと、有料老人ホームから通っている方もおられます。



センター長の中岡さんは、けいけいがめざすものとして、「コミュニケーションは生きる力であり、手話言語を大切に、聞こえない人の集団づくりを保障したい。そしてそれを土台に、利用者の自立・自律と社会参加を支えたい。また、地域とのつながりを大切に、地域のなかで一人ひとりが自分らしく生きられることを保障したい。けいけいがそんな場所になるように、これからさまざまな活動・とりくみをしていきたい」と話してくださいました。

※本誌トピックスでもくわしく紹介しています。

(写真・文 申 佳弥)

【ひろばトーク】

みんなの居住権が保障される世界に向かって キム・カウオン 6

●特集●「公的保育制度」を考える

公的保育が求められる理由	河村 学	12
公的保育制度——その積み上げと破壊の攻防	乾 みや子	16
「こども誰でも通園制度」スタートにあたって	石井一由記	20
公的保育制度を壊させないために、公立保育所の灯を守る	高橋 光幸	24
公的保育制度を守るために必要なこと	村山 祐一	28

●トピックス●

森永ひ素ミルク中毒事件から70年、最後の一人まで救済する	前野 直道	34
「社会保険料の負担軽減」のためにすべきこと	長友 薫輝	38
〈もっとグラビア〉コミュニケーションは生きる力	申 佳弥	42
第30回合宿研究会のご案内		45

●連載●

阪神・淡路大震災発生から30年 第7回		
阪神・淡路大震災での障害者支援のとりくみ	塩見 洋介	48
なかまと職員と家族と、ともに築く暮らしの場		
親の願い、子の願い	内藤 佳子	52
続・ヘルパー歳時記 最期までピアノと一緒に①		56
WORK WORK——わくワク——		
真心こめたハンドメイドアイテム ワークスポットりぼん		60
JOB&ACTION 全国福祉保育労働組合 (55)		
国会請願署名のとりくみにご協力を		62
私の履歴書 社会福祉経営全国会議 (55)		
地域の「願い」に支えられて	武田 仁	64
阿修羅がゆく わたしが好きな釜ヶ崎 (75)	水野阿修羅	66
育つ風景		
親と保育者の思いがすれ違うとき	清水 玲子	68
映画案内 『長屋紳士録』	吉村 英夫	70
現代の貧困を訪ねて	生田 武志	72
大原孫三郎・總一郎、山川均・菊米、石井十次 (その3)		
似らすとれーしょん道場 似顔絵まんがアート		
世界を騒がす二人の王様じゃ!	ラッキー植松	74
ホームレスから日本を見れば	ありむら潜	76
花咲け! 男やもめ	川口モトコ	77

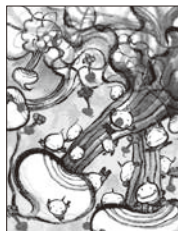
みんなのポスト 46／福祉の動き 78／今月の本棚 81

●グラビア● 手話で働き、集い、交流できる念願の拠点
京阪聴覚障害者センターけいけい開所!

福祉のひろば

2025年10月号

●表紙の絵●
神門やす子



みんなの居住権が保障される世界に向かって

ナメクジユニオン 事務局長 キム・カウオン

私は、賃借人の居住権保障を求めて活動しているナメクジユニオン（민달팽이）の活動家です。私は、元々ナメクジユニオンの姉妹団体であるナメクジ住宅協同組合が運営する「カタツムリの家」に、組合員として住んでいただけで、ナメクジユニオンの活動に参加したことはありませんでした。

私がナメクジユニオンの活動をはじめたきっかけは、二〇一九年ごろ、入居しようとしていた「カタツムリの家・ヨンヒ」の建設に対して地域住民からの反対が起きて（いわゆるNIMBY^{※1}によるもの）、その問題への対応活動に参加したことです。「カタツムリの家・ヨンヒ」は、青年賃借人協同組合がつくった住宅で、ごく普通の家なのに、反対する人たちがいることにショックを受けました。当時は社会運動についてあまり知らなかったのですが、「家」をめぐる問題は誰にでも起きうるということに危機感を覚え、「家は人権」という団体のメッセージに共感しました。

ナメクジユニオンで活動をはじめた二〇二一年ごろ、「居住問題のうち一つだけ変えることができるなら、一番に何を変えたいか」という質問をうけ、私は「家で（家を手段にして）大金を稼げる社会を変えたい」と答えました。

韓国では不動産投機が大きな社会問題になっています。それにより住宅価格が高騰し、市民が家を所有することは容易ではありません。数百万戸の住宅を供給しても、韓国の持ち家率は五〇%後半にとどまっています。家を所有することが人生を保障する手段としてとらえられる社会、また、家を所有していない人が住んでいた家から追い出されてしまうような構造を変えたいと考えました。

ここ三年間、チョンセ^{※2}詐欺特別法が制定され、住宅賃貸借保護法などの法律が改



キム・カウォン

2021年にナメクジュニオンの活動家になる。2025年より事務局長として選出され活動中。ナメクジ住宅協同組合と共同で運営している「平等文化支援機構」の幹事も担当している。ナメクジュニオンの事務局で発行した『민달팽이青年住居運動10年』『췌옹울세の家も私の家だ——家探しガイド』に編集として参加。

正されるなど、ゆっくりですが変化は起きているように見えます。しかし、いまでも排除される人がいます。チョンセ詐欺など不動産と関連する社会問題を根本から変える対策がまだないためです。それだけではなく、居住権に関連しては未解決の問題もたくさんあります。公共賃貸住宅の供給率は六〇七%にとどまっており、チョクパン村など劣悪な居住環境改善のための公共開発事業は、地主など所有者の反対によりうまく進められていません。

このような問題を解決するためには、家に対する認識の転換が必要だと思います。家は、売り買いするものではなく、だれでも住める（暮らせる）良い環境として存在すべきということです。所有者ではない賃借人だとしても、自身が住んでいる家に対する権利を堂々と主張できるべきだと思います。家を利用してよりたくさんのお金を稼ごうとする一部の人の欲望の犠牲になる人がいない社会を願っています。（和訳 編集室・朴）

※1 NIMBYとは、“Not In My Back Yard”の頭文字を取った言葉。たとえばゴミ焼却施設など社会的には必要な施設だという認識でも、自分の地域につくることには反対すること。

※2 チョンセは、賃借人が家主に対して、月々の家賃の代わりに、多額の保証金を預けることで家を借りることができる韓国特有の賃貸借契約。月々の家賃は発生せず、期間満了とともに保証金全額が返還される。しかし、チョンセを悪用したチョンセ詐欺事件が多発し社会問題になり、二〇二三年に「チョンセ詐欺被害者支援及び住居安定に関する特別法」が制定された。

「公的保育制度」を考える

二〇一五年にスタートした「子ども・子育て支援新制度」には、「児童福祉法二四条の市町村の保育実施義務」を廃止し、市場メカニズムによるあたらしい保育システムに移行したい政府の強い意向がありました。しかし、それを許さない保育関係者の怒涛の運動がくり広げられ、当初の政府提出案では削除されていた二四条の「市町村の保育実施義務」を復活させて二四条一項として残したという経過があります。

いっぽうで、市町村の保育実施責任からはずれた、利用者と事業者との直接契約施設として認定こども園等がスタートし、幼稚園や保育所から認定こども園に移行するという動きが全国で広がりました。もし、その地域に保育所が一園もなくなってしまうたら、たとえ児童福祉法二四条の市町村の「保育実施義務」があったとしても、それを実施する保育施設がないわけですから、市町村の責任は形骸化してしまいかねません。そうした事態を許してはいけないと、今号の特集で乾さん（社会福祉法人どんぐり福祉会）が書いてくださっているように、保育関係者は「二四条一項を瞳のように大切に、公的責任のもとでの保育所経営」を守ってきました。

しかし、保育関係者がもっているそうした危機感、保育施設を利用する親や世間一般に、どれくらい伝わっているでしょうか。私の二人の娘は計八年間、認定こども園にお世話になりました。ここがいい！

と思った保育施設がたまたま認定こども園だったのですが、直接契約であっても保育料は市町村が代理受領するしくみであることや、いまは三歳児以降の保育料が無償となっていることもあって、親の立場としては、保育所と認定こども園のちがいが、保育が直接契約になることの問題を実感することなく保育所生活を終えてしまった、というのが正直なところですよ。

しかし、「子ども・子育て支援新制度」によって保育制度に直接契約を持ち込む大きな風穴が開けられ、それが、二〇二六年度から本格実施されようとしている「こども誰でも通園制度」につながっていることは確かです。保育関係者が感じている危機感、ひたひたと近づいてくる公的保育制度への攻撃の実感を、ひろく保護者や世間に伝え、共同していくためにはどうすればいいだろうか、という思いが、今号の特集を企画したきっかけです。

公的保育とはなにを指し、だれのために守られなければならないのか、なぜ保育において自治体の責任が不可欠なのか、すべての子どもの保育を受ける権利を守るために、これからの保育制度はどの方向に進むべきか、一緒に考えたいと思います。

（編集主任 申 佳弥）

